



## 第4章

# 計画を推進するための施策の展開



## 第4章 計画を推進するための施策の展開

### <基本目標1> こども・若者の持続的・幸福（ウェルビーイング）の実現に向けた社会全体の意識づくり

#### 施策目標1-1

#### こどもの権利に関する普及啓発【新規】(案)

##### 【施策目標に対する現状と課題】

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

そのための基本的な方針として、①こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、②こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、③ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、⑤若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、⑥施策の総合性を確保することを掲げています。すべてのこどもが、自らの権利を知り、人間らしく幸せに生活できる意識を持てるよう取り組みが必要です。

##### 【施策の取組内容】

施 策	(1)こどもの権利を大切にする教育活動の推進【新規】(案) (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	こども基本法や子どもの権利条約等について学び、こどもたちが自分の権利について知るとともに、他のこどもたちも同じ権利を持つことに気づき、互いの権利を尊重する態度を養う教育活動を推進し、様々な学習や体験活動を提供します。

#### 施策目標1-2

#### 男女共同参画に関する意識づくり【新規】(案)

##### 【施策目標に対する現状と課題】

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、育児と仕事の両立を支援し、子育て家庭の多様なニーズに対応できるよう子育て支援サービスにおける教育・保育の充実が求められています。

夫婦が相互に協力しながら子育てをし、それを職場が応援し、地域社会全体で支援する社会をつくるため、共働き・共育てを推進することが求められています。

【施策の取組内容】

<b>施 策</b>	<b>(1)男女共同参画に関する広報・啓発の充実【新規】(案)</b> (担当課:学校教育課、人権・部落差別解消推進課)
<b>施 策 内 容</b>	男女共同参画社会実現に向けた広報誌の発行、啓発講座の開催等により、固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが平等で自分らしくいきいきと生活するための教育や意識啓発を推進します。

<b>施策目標1-3</b>	<b>地域における子育て支援サービス・相談体制の充実</b>
----------------	--------------------------------

【施策目標に対する現状と課題】

妊娠・出産・子育て期等のライフステージごとの様々な相談に、「こども家庭センターきらきら☆」にてワンストップで対応し、切れ目のない支援を提供しています。地域子育て支援拠点施設においても、交流の場の提供、交流の促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て及び子育て支援に関する講習会等の事業を実施しています。

子育てに関わる相談先はこどもの成長とともに変化します。子育て支援や相談体制を充実させるため、「こども家庭センターきらきら☆」を中心とした専門機関や専門職等の周知を図るとともに、相談窓口の機能強化が必要です。

【施策の取組内容】

<b>施 策</b>	<b>(1)地域子育て支援拠点事業の充実【子育て支援センター】</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	地域の子育て家庭に対する育児支援を行うため、身近な地域で、育児不安についての相談・助言その他の援助や、親子の交流の場の提供を行うため、子育て支援センターの運営に努めます。 また、センター同士の連携や児童館との連携・協力により充実した事業の展開を図ります。

<b>施 策</b>	<b>(2)特定型【利用者支援事業】</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	子育て世帯等からの保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育園等や各種保育サービスに関する情報提供や利用に向けてのきめ細やかな支援を行います。



施 策	<b>(3)こども家庭センター型【利用者支援事業】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、2019(平成31)年4月より「子育て世代包括支援センターきらきら☆」を設置し、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行ってきました。2024(令和6)年4月より「子ども家庭総合支援拠点」と機能を一本化した「こども家庭センターきらきら☆」を設置し、一体的に切れ目のない支援を行います。</p> <p>妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や、それぞれの家庭に応じた個別の支援により、切れ目のない家庭支援を目指します。</p>
施 策	<b>(4)地域子育てサポート事業【ファミリー・サポート・センター事業】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>ファミリー・サポート・センターは、緊急時に一時的に子どもを預かってくれる人がいないときや、保護者の急な残業や急病など、臨時的・突発的な保育需要に対応します。</p> <p>「子育ての手助けをしてほしい人(よろしく会員)」と「子育てのお手伝いができる人(まかせて会員)」とが、相互援助活動を行う会員による組織です。今後も地域における相互援助活動の推進に努めます。</p>
施 策	<b>(5)地域のボランティア、NPOなどを活用した子育て支援</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	<p>子育てを互いに助け合うという、従来の地域にあった機能が弱くなってきていることから、教育・保育施設や行政のサービスだけでなく、今後も愛育会・親子サポーター等をはじめとするボランティア、NPOなどの人的資源を活用できるよう取り組みを推進し、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。</p>
施 策	<b>(6)家庭訪問型子育て支援事業【ホームスタート事業】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>妊娠・出産や子育てに関する悩みを抱える妊産婦や育児不安をもつ家庭の要請に対し、研修を受けたホームビジター(ボランティア)が家庭を訪問し、「傾聴」と「協働」を基本に子育て中の親子を支援します。また、ホームビジターの育成をはじめ、スタッフの専門性の向上などにも取り組みます。</p>
施 策	<b>(7)子育て短期支援事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	<p>保護者が疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、里親その他の保護を適切に行うことができる施設において、一定期間、養育・保護を行うとともに児童及びその家庭の福祉の向上を図ります。</p>

施 策	<b>(8)女性人材リストの活用</b> (担当課:人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	市内で活躍する女性(個人や団体)をリストアップした「豊後大野市女性人材リスト」を作成し、各種講座等の講師の人材情報として活用します。 健康、癒しや芸術、福祉、教育、子育てなど、幅広い分野がある「豊後大野市女性人材リスト」を活用した事業の充実を図るとともに、新たな人材の登録にも努めます。

<b>施策目標1-4</b>	<b>教育・保育サービスの充実</b>
----------------	---------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

女性の社会進出や就労形態の多様化に伴い、共働き家庭は増加し続けており、教育・保育のニーズも多様化しています。女性が妊娠、出産後に職場復帰することに不安のないよう、子育て施策を充実させ、質の高い教育・保育サービスを提供できる環境を整える必要があります。

**【施策の取組内容】**

施 策	<b>(1)通常保育事業【認定こども園・保育所等】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子ども・子育て支援新制度において、保育ニーズに応じた保育サービスを確保するため、地域の実情を勘案し園と連携を図りながら、認定こども園・保育所・地域型保育事業の定員等の見直しや教育・保育の一体的事業の充実に努めます。 また、保育士等確保のため継続的な支援策に取り組むとともに、資質向上を図るため、スキルアップ研修を実施します。

施 策	<b>(2)認定こども園・保育所等と小学校の連携の推進</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	小学校就学前の子どもに対し、地域における一体化した子育て支援の取り組みが教育・保育の現場で充実できるように努めます。

施 策	<b>(3)延長保育事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に対応するため、延長保育のニーズを把握し、必要な体制づくりを推進します。

施 策	<b>(4)地域型保育事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業・居宅訪問型保育事業など、様々な保育ニーズに対応できるよう事業の推進に努めます。

施 策	<b>(5)一時預かり事業【一時保育:未在籍園児対象】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	家庭等で保育をしている保護者の育児疲れの解消、急病、断続的勤務や短時間労働などの就労形態の多様化等に対応するため、一時保育事業の充実に努めます。

施 策	<b>(6)休日保育事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	土曜・日曜・祝日などの休日に保育を必要とする保護者の多様な就労形態に対応するため、休日保育事業の促進に努めます。

施 策	<b>(7)病児・病後児保育事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	保育所、病院等に併設された専用スペース等において、病気時または回復期の子どもを一時的に預かる病児・病後児保育について、地域間のバランスを考慮し市内4か所に設置しています。今後も保護者の就労と育児の両立を図るため、病児・病後児保育事業の充実に努めます。

施 策	<b>(8)障がい児保育事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	障がい児保育は、支援が必要な子どもにとって集団生活や生活習慣などの面で、周りの子どもたちにとってもともに過ごすことで思いやりの心が育つなど、心情の面で社会生活に大きな効果が期待されます。受入体制を充実させるとともに、保育士等の研修を通じて支援が必要な子どもへの理解を深め、保健・医療・福祉・教育・関係機関と連携をとりながら支援体制を整えます。また、保護者への相談支援や養育支援などに取り組みます。

施 策	<b>(9)認定こども園・保育所の施設整備</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子どもを安心して育てることができる体制を確保するため、認定こども園・保育所の施設整備を行い、定員枠の拡大、待機児童の解消に努めます。

施 策	<b>(10)保育コーディネーターの養成</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	認定こども園・保育所、幼稚園等は、子どもの発達基盤を形成する時期を過ごす場所であり、発達に関する最初の兆候に気づき、いち早く適切な療育支援につなぐことができる機関です。認定こども園・保育所、幼稚園等における支援機能を強化することを目指し、関係機関と連携しながら、ソーシャルワーカー的な役割を担う「保育コーディネーター」の養成支援をさらに強化します。

<b>施 策</b>	<b>(11)教育・保育施設のサービス評価</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
<b>施 策 内 容</b>	教育・保育サービスの質の向上のために、教育・保育施設が提供するサービスの質を自ら評価するとともに、第三者機関による評価を受ける体制づくりに努めます。 また、保育サービスの質を確保する観点から、保育士等現場職員の専門性をより向上させ質の高い保育を提供するため、各種研修の実施や、サービス評価等の仕組みの導入、実施についての取り組みを進めます。

<b>施 策</b>	<b>(12)幼児教育・保育の無償化事業</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
<b>施 策 内 容</b>	国の制度に基づく幼児教育・保育の無償化制度を実施することにより、保護者の経済的負担の軽減を図ります。 また、市独自事業として、3歳未満児住民税課税世帯も無償化を実施します。

<b>施策目標1-5</b>	<b>子育て支援のネットワークづくり</b>
----------------	------------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進し、情報提供を行うことが必要です。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)団体ごとのネットワークづくり</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	① 妊産婦・乳幼児等の状況やニーズに応じて、子育て支援に取り組むため、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、児童館、教育・保育施設など多職種が連携し、適切な情報提供や助言ができるよう情報交換の場を設定したり、研修等で情報の共有を図ったりすることで、子育てに関する相談対応の円滑な体制づくりや関係機関ごとのネットワークづくりの実現に努めます。 ② こども食堂は、地域のこどもやその保護者への食事の提供とともに、学習支援や体験活動等を実施するこどもの居場所づくりに取り組んでいます。そのような地域団体等を支援するとともに、今後もこどもの居場所の拡充と安定化を図り、サービスの提供を受けるこどもたちの孤立を防止し、健康や生活習慣の向上を図ります。

<b>施 策</b>	<b>(2)子育てサークル等に対する支援</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	乳幼児のいる親を中心とした子育てサークル等、子育てについて気軽に相談できる仲間づくりのための活動を支援します。

施 策	(3)子育てに関する学習機会の充実 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子育てに関する講座などを開催し、親の役割や家庭環境づくりなどについて学習する機会の提供に努めます。また、講座開催に伴い託児を徹底します。

施策目標1-6	児童の健全育成
---------	---------

【施策目標に対する現状と課題】

児童数の減少により、遊び等を通じたこどもの社会性の発達、仲間関係や規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。こどもの社会性の発達等を目指し、放課後や週末等に、自由な遊びや学習、様々な体験活動や地域の住民との交流等を行えるよう、安全・安心な居場所づくりの推進が必要です。

また、児童の健全育成を図るうえで、放課後児童クラブ、放課後子ども教室、児童館、公民館、青少年教育施設、学校等の社会資源及び主任児童委員、児童委員、子育てに関する活動を行うNPO、地域ボランティア、子ども会、自治会等を活用した取り組みを進める必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)児童館運営事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	児童の健全な居場所づくりの促進、異年齢児交流、健康・体力を増進し、健全な育成を推進する場としての児童館事業を推進します。また、地域の特性を活かした高齢者との世代間交流を促進します。

施 策	(2)出産祝い品贈呈事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	赤ちゃんと保護者が祝い品を介して向き合い、あたたかくて楽しいふれあいの機会をつくるために、出産祝い品贈呈の取り組みを継続します。

施 策	(3)児童手当の支給 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	次代を担うすべてのこどもの育ちを支える経済的支援と児童の健やかな成長を支援するため、児童(0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)を養育している保護者に児童手当を支給します。

施 策	<b>(4)青少年健全育成活動の推進</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	次世代を担う青少年の健全育成のために、各種団体が実施している、挨拶運動や見守り活動等を支援します。 また、関係各種団体が属している青少年健全育成市民会議または各町の支部の運営委員会において、課題や意見の情報共有を行うことにより、さらなる活動の推進に努めます。

施 策	<b>(5)放課後チャレンジ教室等の体験活動の推進</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	放課後チャレンジ教室を通して、放課後や土曜日等の休日にこどもが安心して活動できる体制や場所づくりを推進します。 また当該事業におけるこどもたちの体験と学びの活動を通じて、思いやりや協調性、郷土を愛する心を身につけられるように支援します。

施 策	<b>(6)放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	① 就労などにより、保護者が日中家庭にいない小学生に対して、適切な遊び及び生活の場を与え、こどもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。また、保護者ニーズを的確に把握し、学校等と連携することにより、こどもの生活の基盤である家庭での養育を支援します。 ② 放課後児童支援員の資質向上を図るため、県や関係機関が主催する研修事業への参加を促進するとともに、育成支援の継続性という観点からも、安定したクラブの運営体制の整備に努めます。 また子育てを互いに助け合うという、従来の地域にあった機能が弱くなってきていることから、教育・保育施設や行政のサービスだけでなく、今後も愛育会・親子サポーター等をはじめとするボランティア、NPOなどの人的資源を活用できるよう取り組みを推進し、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

施 策	<b>(7)新・放課後こども総合プラン</b> (担当課:社会教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	すべてのこどもたちが放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、一体型を中心とした放課後チャレンジ教室と放課後児童クラブの計画的な整備を行います。 また、プラン推進のための協議会を設立し、「小1の壁」解消についての協議を行います。

## ＜基本目標2＞ こどもと親の健康の確保と推進

### 施策目標2-1

### こどもと親の健康づくり

#### 【施策目標に対する現状と課題】

本市ではこどもと親の健康づくり事業として、乳幼児健康診査、育児相談、家庭訪問等を行っています。子育てに関する相談は、相談会として定例実施しているものと、対象者の方の依頼による面談や訪問、電話等でも随時対応しています。

2024(令和6)年4月より「こども家庭センター☆」を設置し、妊娠期から子育て期までの支援を切れ目なく提供するために相談支援を行っています。妊娠や育児の不安の軽減に成果をあげており、ハイリスクなケースに対しては、早期から育児支援を開始することができています。

妊産婦健康診査は、母体や胎児の健康の確保を図るうえで必要な健診であることから、妊産婦健康診査の公費負担を実施することで、安全・安心な出産へつながることが期待されます。

#### 【施策の取組内容】

施 策	<b>(1)不妊治療費の助成と不妊治療をしている方への支援</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	県が実施している不妊治療費助成事業にあわせて、助成内容や金額、対象の拡大を図ってきました。 今後も、国や県、他自治体の動向を見ながら不妊治療費の助成を行い、治療を受けている夫婦の経済的負担の軽減を図るとともに、相談機能を強化しながら、こどもを望む夫婦が必要な支援を受けられる環境づくりを推進していきます。
施 策	<b>(2)妊産婦健康診査事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	国は、妊産婦に対する健康診査についての望ましい基準(健診回数・公費負担回数)を示しています。市としてすべての妊産婦が、定められた時期に定期健診を受けられるよう妊婦健診の受診券を母子健康手帳と同時に交付します。 今後もこれまでと同様に、県内統一した健診回数・実施時期、検査項目の助成を継続していきます。
施 策	<b>(3)妊産婦等包括相談支援事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	訪問の希望がある妊婦及び指導が必要な妊婦やその配偶者等に対し、個別訪問指導や相談支援を実施し、伴走型支援の充実を図ります。また、産婦に対する個別訪問指導は乳児訪問と同時に実施し、産後うつや早期発見と母親の孤立感の解消を図るとともに、必要な支援へとつなげます。 また、特定妊婦(出産後のこどもの養育について出産前に支援を行うことが特に必要と認められる妊婦)に対しても必要に応じて面談・訪問相談を実施していきます。



施 策	<b>(4)育児等保健指導(ペリネイタルビジット)</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	育児不安が強いなど保健指導が必要と産婦人科医が判断した妊産婦に小児科医を紹介し、小児科医から妊産婦への保健指導を行います。
施 策	<b>(5)妊産婦に対する検診時にかかる交通費支援</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	産科医療機関等までの移動にかかる交通費の助成を行うことにより、妊産婦の経済的負担の軽減を図ります。
施 策	<b>(6)産前個別指導事業(パパママひろば)</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	安心して赤ちゃんを迎えられるよう、出産を控えた妊婦の健康維持や出産の準備、乳児のお世話の仕方、親の役割について、電話や家庭訪問など個別指導により啓発を行うとともに、産科医療機関との連携し必要な支援を行います。
施 策	<b>(7)産後ケア事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	出産後1年以内の母子に対して心身のケアや、育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保します。
施 策	<b>(8)出産育児一時金直接支払制度(国民健康保険)</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	国民健康保険被保険者が出産する際、出産後に支給する出産育児一時金を、保険者である市から直接医療機関に支払うことによって、保護者の経済的負担と医療機関の事務負担の軽減を図ります。
施 策	<b>(9)乳児家庭全戸訪問事業</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、乳児の実態把握を行い、母親等から様々な不安や悩みを聴き、産後うつの把握や特に支援を必要とするこどもとその家庭を把握し、適切なサービス提供、個別支援を行います。地区担当の保健師が愛育会・親子サポーターと協力し、赤ちゃんの発育状況の確認をしながら、育児や母親の産後の経過などについて、相談・助言を実施します。
施 策	<b>(10)養育支援訪問事業</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	乳児家庭全戸訪問事業等により把握した養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。

施 策	<b>(11)助産師との連携による母乳育児の支援</b> (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	母親の不安に寄り添いつつ、母乳育児の推進を図り母子の授乳リズムを確立できるよう、助産師と連携をとりながら継続的な支援や情報提供を行っていきます。
施 策	<b>(12)乳児一般健康診査</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	乳児期に3回(1か月児期、3~6か月児期、9~11か月児期)健康診査を受診できる受診券を母子手帳と同時に交付し、発育状況や栄養状態の確認、からだの異常の早期発見を図るとともに、こどもの健康状態や育児についての相談等を行います。
施 策	<b>(13)育児学級「すくすくひろば」の開催</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	対象者全員が参加できるように声かけを行い、生後3か月から5か月の乳児とその保護者を対象とした育児学級「すくすくひろば」を開催します。今後も教室時には、地域の子育て支援サービスの利用につながるよう、子育て支援センター、児童館等の活動紹介をしていきます。 また、愛育会や民生委員などの協力を得ながら、「すくすくひろば」への参加から、地域で子育てを見守る体制づくりへつなげていきます。
施 策	<b>(14)子育て相談の実施</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	こどもの健康についての心配ごとや発育発達を確認して、育児に自信が持てるよう、身近でいつでも相談できる体制を整えるとともに、保健師、臨床心理士、栄養士や歯科衛生士が相談に対応できる場を設けていきます。
施 策	<b>(15)事故防止対策の実施</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	また、幼児健診や相談日など親子が集ういろいろな機会を通じて、家庭内の危険物や救急処置について、随時保健師等による指導を実施します。
施 策	<b>(16)予防接種事業の整備</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	乳幼児が予防接種を受けやすい環境を整備するため、定期予防接種、任意予防接種(おたふくかぜ、インフルエンザ)を行います。 また、接種率向上に向けて、個別通知や認定子ども園・保育所・幼稚園等と連携し、接種勧奨を行います。
施 策	<b>(17)未熟児養育医療の給付</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	からだの発育が未熟なまま生まれた未熟児で、特別な医療を必要とする場合、母子保健法に基づき医療費の給付を行い、保護者の負担を軽減します。また、訪問指導等を通じ、母子の健康状態の把握や支援に努めます。

施 策	(18)子ども医療費の助成 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	乳幼児・児童の健やかな成長、傷病の早期発見・早期治療を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を実施します。
施 策	(19)親子関係形成支援事業 (担当課:子育て支援課)
施 策 内 容	子育て中の保護者に対して、こどもだけでなく保護者も一緒に育っていくという視点から、こどもの発達段階に応じて、同じ環境に置かれている保護者が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報交換ができる場を、関係機関と連携し提供します。
施 策	(20)多胎児のいる保護者への支援 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	孤立しやすく、育児等の負担の多い多胎児のいる保護者に、子育て支援センター等を紹介し、保護者間の意見交換・情報共有をし、孤立感の軽減を図ります。
施 策	(21)1歳6か月児健康診査・歯科健康診査 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	1歳6か月児から1歳8か月児を対象に、基本的な行動機能の遅れなどの早期発見や虫歯の予防のために、1歳6か月児健康診査・歯科健康診査を実施します。2019(令和元)年度より、視力スクリーニング検査を実施し、眼疾患の早期発見に努めています。対象者への周知、訪問指導等により、受診率100%を目標とするとともに、未受診者の把握に努めます。 なお、身体面・行動発達面で精密検査が必要な幼児に対しては、必要な検査が受けられる体制づくりと、その後のフォロー体制の充実を図ります。
施 策	(22)3歳児健康診査・歯科健康診査 (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	3歳児を対象に、身体面・行動発達面の異常の早期発見とともに、目・耳の検査を行う3歳児健康診査・歯科健康診査を実施します。対象者への周知、訪問指導等により、受診率100%を目標とするとともに、未受診者の把握に努めます。 なお、身体面・行動発達面で精密検査が必要な幼児に対しては、必要な検査が受けられる体制づくりと、その後のフォロー体制の充実を図ります。
施 策	(23)5歳児すこやか相談会 (担当課:子育て支援課、市民生活課、社会福祉課、学校教育課)
施 策 内 容	5歳児を対象に、医療・保健・福祉・教育等の連携により発達相談会を実施することで、発達障がい等の早期発見・早期支援の実施、保護者の育児不安の軽減・幼児虐待予防を図り、本市すべてのこどもが安心して就学できることを目指します。さらにその後のフォロー体制の充実を図ります。 また、認定こども園・保育所・幼稚園等と連携を深め、支援の必要なこどもとその保護者が相談会につながるよう努めていきます。

施 策	<b>(24)妊娠期からの歯科疾患予防推進事業</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	口腔衛生への意識を高め、歯科疾患の予防を図り、関係機関との連携し予防を推進します。2015(平成 27)年度から医療機関委託による妊婦歯科健診を実施しており、今後も継続していきます。母子健康手帳交付時には保健師・歯科衛生士による口腔衛生指導を行います。
施 策	<b>(25)若い女性が受けやすい検診体制の整備</b> (担当課:市民生活課)
施 策 内 容	30代から40代に増えている子宮がん、乳がんを予防するため、託児等に配慮し女性のみを対象としたレディース検診を実施します。
施 策	<b>(26)療育事業の充実</b> (担当課:子育て支援課、社会福祉課、市民生活課)
施 策 内 容	心身の発達・成長に何らかの障がいのあるこどもの保護者を対象とした発達相談会を実施し、療育の充実に努めるとともに、療育相談機関等と連携を図り、こどもの成長を見守る体制づくりを行います。 また、「こども家庭センターきらきら☆」での相談を毎月開催し、発達についていつでも気軽に相談できる体制を継続します。
施 策	<b>(27)障がい児親の会の活動支援</b> (担当課:社会福祉課、市民生活課)
施 策 内 容	障がいのあるこどもたちとその家族が地域で生活していくために、障がいのあるこどもを育てるうえでの相談や情報交換などを行えるよう、豊肥保健所の協力を得ながら「親の会」の活動を支援していきます。 また、対象となる保護者へ親の会を紹介するなど、親の会が継続して活動できるよう支援していきます。



【施策目標に対する現状と課題】

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ることが重要です。

また、保健分野や教育分野を始めとする様々な分野が連携しつつ、「食育基本法」や「食事バランスガイド」等の食生活上の指針を参考に、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や、情報提供を進めるとともに、保育所の調理室等を活用した食事づくり等の体験活動や、こども参加型の取り組みを進めることも必要です。

こども食堂など共食の場を通じて世代間の交流を進め、食事のマナーや食文化、バランスの取れた食事の大切さを伝えます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)食に関する研修会の開催 (担当課:市民生活課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>食に関する学習の機会や情報提供については、乳幼児のいる保護者を対象にした「すくすくひろば」の場を活用します。また、子育て支援センターとも連携し、栄養を通じた健康づくりを推進します。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)幼児期からの食に関する学習の機会の提供 (担当課:市民生活課、社会教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>関係課と連携し、「家庭教育学級」などの機会を利用して、食生活改善推進協議会等の団体と協力し、郷土料理の紹介などを取り入れながら食に関する学習の機会を提供します。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)食育推進事業 (担当課:市民生活課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>各施設からの要請に応じて講話を実施するほか、豊後大野市食育推進計画に基づき豊肥保健所をはじめとする関係機関と連携し、食育を推進していきます。 また、市報・ホームページ等を通じて、食育について情報を発信します。</p>

【施策目標に対する現状と課題】

たばこやアルコール、薬物等の害からからだを守り、健康な生活を送ることができるように、市内の全中学校で、学年の実態に応じて飲酒、喫煙、薬物等の授業を開催しています。インターネットや雑誌など多くの情報が氾濫している中で、誤った情報や知識に振り回されず、思春期の子ども自身が命、性、からだ、心などの課題を自分の問題として捉え、自己決定できる力を備えることが必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)健康教育の実施 (担当課:市民生活課、学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>中学生を対象にした防煙薬物防止教室を実施します。さらに、関係課と連携を図り、保護者等に対するの普及啓発を継続していきます。 また、今後も各学校で積極的に取り組まれている食育活動を通して、命の大切さを考える機会を提供していきます。</p>



## ＜基本目標3＞ こどもの心身の健やかな成長に資する教育・保育環境の整備

### 施策目標3-1

### 次世代の親の育成

#### 【施策目標に対する現状と課題】

次世代の親となる世代が乳幼児とふれ

あうことで、こどもや家庭の大切さを知るための機会を提供します。自身が親になったとき、そのこどもが心豊かに成長できるよう、よりよい親子関係を築けるよう啓発を推進します。

#### 【施策の取組内容】

施 策	(1)次世代の親の育成 (担当課:子育て支援課、人権・部落差別解消推進課、市民生活課、学校教育課)
施 策 内 容	中学生・高校生等が、こどもを生き育てることの意義を理解し、こどもや家庭の大切さを理解できるようにするため、認定こども園・保育所・幼稚園などでの体験学習、子育て支援センター・乳幼児学級・児童館の場を活用することにより、乳幼児とふれあう機会を推進します。 また、勤労観・就労観を育てるために、職場体験などの社会体験活動を行うとともに、社会的に自立して子育てや家庭づくりを男女が共同して行えるよう、青少年を対象とした体験活動の充実を図ります。

### 施策目標3-2

### こどもの生きる力の育成に向けた学校教育・幼児教育環境の整備

#### 【施策目標に対する現状と課題】

自ら学び、自ら考え、主体的に判断する力、心豊かな人間性、健康や体力といった生きる力を育成していくことが学校教育の重要な課題となっています。そのため、教育内容の充実や指導方法の工夫など、総合学習を推進し、特色を活かした学校づくりを推進する必要があります。

また、幼児期や幼保小接続期の教育も重要であることから、幼児教育についても充実を図り、推進していきます。

#### 【施策の取組内容】

施 策	(1)通園・通学費補助 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	学校と連携し、遠距離の通園・通学等をする園児・児童・生徒の把握に努め、遠距離通学に伴う経費を補助することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、義務教育の円滑な運営を支援します。

施 策	<b>(2)学校施設の開放</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	屋内外運動場、多目的ホールや会議室等の校舎の一部(一部地域)など、学校施設の開放を行います。 今後も、利用方法や料金等制度を周知し、幅広い分野の団体の利用を促進するとともに、利用者間・世代間の交流を深めるコミュニティの拠点としての充実を図っていきます。

施 策	<b>(3)学校施設の整備</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	豊後大野市学校施設耐震化計画に基づく、補強・改築事業は完工しましたが、児童・生徒がよりよい環境の中で学習できるよう施設の改善・改修を実施します。

施 策	<b>(4)不登校対策に関する地域ぐるみのサポートシステムの整備促進</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	家庭・学校など関係機関と連携し、不登校児童・生徒が社会的に自立できるよう支援します。 また、豊後大野市教育支援センター「かじか」において、不登校児童・生徒に対する支援を実施します。

施 策	<b>(5)援助員制度の充実</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	教育と福祉、保健などの関係機関と連携のもと、支援が必要な児童・生徒への教育的対応を行う援助員を必要に応じ配置します。

施 策	<b>(6)スクールカウンセラーの配置</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	スクールカウンセラーの継続配置を求めるとともに、早期に対応できるよう指導・相談体制の充実を図っていきます。

施 策	<b>(7)学校運営協議会(コミュニティ・スクール)の設置</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	学校運営協議会(コミュニティ・スクール)は、学校と地域住民等が力をあわせて、学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための有効な仕組みです。 市内各町に一つずつ設置した学校運営協議会(コミュニティ・スクール)において、学校運営に保護者をはじめとする地域の声を積極的に活かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めます。

施 策	<b>(8)子育てのための施設等利用給付</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	① 幼児教育・保育の無償化に伴い、認定こども園、幼稚園等で預かり保育を利用している方に対し、支給要件を満たした場合、上限の範囲内で負担金を無償化します。 ② 幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園就園奨励費補助は子育てのための施設等利用給付に変わりました。子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園を利用する保護者に対し、上限の範囲内で利用料を無償化します。

施 策	<b>(9)幼児教育の充実</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	すべてのこどもが健やかに成長し、豊かな心をはぐくむ環境として、こどもたちが自ら考え、行動する力の育成や、豊かな人間性を目指した教育が期待されています。就学前からスムーズな就学移行を目指すため、すべての教育・保育施設の職員を対象に、架け橋期カリキュラムに関する研修を進め、幼児教育の充実・質の向上に努めます。また、幼児教育の質の向上や幼保小の接続等の取組を一体的に推進するため、拠点の設置を検討します。

施 策	<b>(10)一時預かり事業【預かり保育:1号認定児対象】</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
施 策 内 容	保護者の就労形態の多様化や家庭環境の変化等、多様な保育ニーズに対応するため、認定こども園・幼稚園での預かり保育事業を支援します。

施 策	<b>(11)図書館における各種事業の充実</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	図書館では、物語だけではなく、科学、芸術などの様々な分野のおはなし会等、各年齢、発達段階に応じた教育事業の拡充を行っています。 また、図書館が情報の収集及び発信の拠点として、さまざまな市民が集い・学び・情報を交換できる場となるよう努めます。

施 策	<b>(12)学校教育力向上対策事業</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	こどもの夢を実現できるよう、学校・家庭・地域が一体となり、学校生活、家庭生活において学力・生活習慣の改善と向上を図ります。

施 策	<b>(13)総合学習の推進</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	これまでの総合学習に、言語活動をより多く取り入れることでコミュニケーション能力や表現力・思考力の育成に力を入れていきます。

施 策	<b>(14)幼児教育アドバイザーの育成・設置</b> (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	近年の小学校への多様な入学状況を考慮し、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指して関係機関と連携し、地域の実情に応じた取組を検討します。また、幼児教育施設等の課題に対応するための研修等を充実させ、幼児教育アドバイザーの育成・配置により幼児教育の質の向上に努めます

施 策	<b>(15)魅力ある学校づくりの推進</b> (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	今後もジオサイトを核とした「郷土学」を中心にして、郷土を愛し、郷土に誇りの持てるこどもを育成します。また、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を設置し、小中一貫教育を推進していくことで、各校の独自性・創造性を発揮するとともに、地域と協働した魅力ある学校づくりを目指します。

<b>施策目標3-3</b>	<b>家庭や地域の教育力の向上</b>
----------------	---------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

学校・家庭・地域が一体となった教育を推進するためには、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけることが重要です。

**【施策の取組内容】**

施 策	<b>(1)地域学校協働活動の推進</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	地域住民がボランティアとして学校教育活動を支援する体制を整備するとともに、学校と地域の双方向の連携を深めるため地域住民の学習成果の活用機会を拡充するなど、地域全体の教育力の活性化を推進します。

施 策	<b>(2)家庭教育支援事業の実施</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	家庭教育学級など公民館事業を通じて、保護者が安心感と自信を持って家庭教育を施し、こどもとともに成長する学びを支援します。

施 策	<b>(3)地区スポーツ振興会の推進</b> (担当課:社会教育課)
施 策 内 容	各年代が参加できるスポーツイベントを開催し、世代間交流により地域活性化と生涯スポーツを推進します。

<b>施 策</b>	<b>(4)スポーツ少年団活動の推進</b> (担当課:社会教育課)
<b>施 策 内 容</b>	スポーツ少年団活動として将来のスポーツ競技者の育成はもとより、スポーツを通じて、楽しさや喜び、感動を味わうことで、生涯にわたりスポーツに親しむことができるように少年団への加入を推進し、こどもたちの健やかな心身の成長のため、少年団活動を支援します。 また、代表指導者・母集団代表者会議を開催し、単位団間の意見交換・情報共有の場を提供します。

<b>施策目標3-4</b>	<b>こどもを取り巻く有害環境対策の推進</b>
----------------	--------------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

SNS やコミュニティサイトを通じて、犯罪に巻き込まれる中高生の数が増えている状況を踏まえ、パソコンやスマートフォン等から簡単に得ることのできるインターネット上の「有害情報」、健康を害する「酒類・たばこ」は、依然としてこどもの身近なところにあり、こどもの性的な逸脱行為、非行、犯罪を助長するなど健全な成長を阻害する要因となっています。

家庭、学校、地域社会はもとより、関係事業者、青少年に関わる各種団体、警察等の関係機関、行政がさらに緊密な連携を図りながら、情報モラル教育のより一層な推進が必要です。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)情報モラル教育の推進</b> (担当課:社会教育課、学校教育課、子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	① 児童・生徒に対する情報モラル教育を進めるとともに、保護者による利用制限等家庭でのインターネットやゲームに対するルールづくりの啓発に努めます。 ② 保護者・学校・警察と連携し、児童・生徒の問題行動の早期発見・早期対応を図り、非行の未然防止に取り組みます。

## ＜基本目標4＞ 子育てを支援する生活環境の整備

### 施策目標4-1

### 良質な住宅の確保

#### 【施策目標に対する現状と課題】

市営住宅は、低廉な家賃での住宅提供を趣旨とするため、民間住宅と比べニーズに合わなくなった間取りの部屋に継続して入居している事例がみられます。

#### 【施策の取組内容】

施 策	(1)ファミリー向け賃貸住宅の確保 (担当課:建設課)
施 策 内 容	市営住宅の一部を子育て世帯に対応した住宅として整備し、若者の定住促進に努めます。

### 施策目標4-2

### 良好な居住環境の確保

#### 【施策目標に対する現状と課題】

子育て世代を応援・支援するため、時代に合った住居環境を検討する必要があります。

#### 【施策の取組内容】

施 策	(1)子育て支援施設などと近接した住宅の確保 (担当課:建設課)
施 策 内 容	学校区に配慮し、通園・通学が容易な一部の市営住宅を子育て世代に対応した住宅として整備することを推進します。

### 施策目標4-3

### 安全な道路交通環境の整備

#### 【施策目標に対する現状と課題】

こどもに対する交通安全の確保として、教育施設付近の主要な道路において、計画的な歩道整備の必要があります。

#### 【施策の取組内容】

施 策	(1)道路・交通整備 (担当課:総務課、建設課、学校教育課)
施 策 内 容	警察署、交通安全協会及び自治会等と連携し、効果的な事故防止対策に取り組みます。また、県等と連携し、歩行者に優しい歩道の整備に努めます。

**施策目標4-4****安心して外出できる環境の整備****【施策目標に対する現状と課題】**

こどもが楽しく安全に遊び、生活できるような公園や身近な遊び場の整備に継続して努める必要があります。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)公園・商業・観光施設などの環境整備</b> (担当課:建設課、商工観光課)
<b>施 策 内 容</b>	都市公園については、公園施設寿命化計画に基づいて、今後も計画的な維持管理に努めるとともに、遊具の更新を検討します。観光施設については、トイレ改修や遊歩道の整備等環境整備に努めます。

**施策目標4-5****安全・安心なまちづくりの推進****【施策目標に対する現状と課題】**

こどもが安心して楽しく遊べる場所の確保と、犯罪などの被害に遭わないようなまちづくりを進めるために、道路・公園等の公共施設及び防犯設備などのより一層の充実を図る必要があります。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)通学路の防犯強化・防犯設備などの整備</b> (担当課:建設課、総務課、学校教育課)
<b>施 策 内 容</b>	各地域へ防犯灯の設置を呼びかけ、必要な箇所への新規設置を行っていきます。また、関係機関と連携し、防犯設備の定期的な点検も行えるよう努めます。

## 施策目標4-6

## 環境美化の推進

### 【施策目標に対する現状と課題】

環境美化に取り組む運動は、子どもたちにとって地域を身近に感じる活動です。ごみ分別やごみの減量化及び美化活動を行うことで、子どもたちの故郷に対する郷土愛を育てると同時に、活動を通じた地域ぐるみの「子育て意識」を高めていく必要があります。

### 【施策の取組内容】

施 策	<b>(1)ごみの減量化推進</b> (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	ごみの減量を図るため、3R(スリーアール)運動やレジ袋削減運動(3Rにプラスして4R(Refuse 断る))、食品ロス削減の取り組みについて、市報・ホームページ等を通じて啓発活動を行います。同時に環境美化に取り組む運動を各団体へ推進し、美化活動に努めます。
施 策	<b>(2)リサイクルへの取り組み</b> (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	缶、ビン、ペットボトルなど、リサイクル対象品については以前からリサイクルの推進を行っているところですが、不法投棄による環境破壊問題や海洋ごみ(マイクロプラスチック等)問題など、未来を担う子どもたち自身の大きな問題であることを認識してもらうための啓発活動を行っていきます。
施 策	<b>(3)子ども用品などのリサイクル</b> (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	民間活力を活用したフリーマーケット等の事業の情報提供に努めます。
施 策	<b>(4)地球温暖化防止対策の実施</b> (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	豊後大野市地球温暖化対策実行計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減、緑のカーテン運動、ごみの減量化推進に努めます。
施 策	<b>(5)ごみ分別の推進</b> (担当課:環境衛生課)
施 策 内 容	豊かで快適なうるおいのある生活環境の創造のために、循環型社会を形成し、ごみ分別の意義を考えるきっかけとなるよう各小中学校に推進します。

## ＜基本目標5＞ 職業生活と家庭生活の両立の推進等

### 施策目標5-1

### ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)のための 広報・啓発

#### 【施策目標に対する現状と課題】

男女がともに働き、ともに子育てをする家庭が増加する中、子育て支援においても、企業の果たすべき役割が求められ、ワーク・ライフ・バランスの観点から、育児休業制度をはじめ労働時間の短縮や弾力化、妊産婦の健康管理の充実など、仕事と家庭生活を両立できるよう、就労に関する環境や条件の整備を推進することが求められます。

#### 【施策の取組内容】

施 策	<b>(1)ワーク・ライフ・バランスの推進</b> (担当課:商工観光課、子育て支援課、人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	社会全体でのワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを推進するとともに、事業所内の機運を高めるよう啓発活動や情報提供に努めます。
施 策	<b>(2)家庭における男女共同参画の推進</b> (担当課:子育て支援課、人権・部落差別解消推進課)
施 策 内 容	働き方の見直しや家事・育児に対する男性の意識改革を図り、家庭における男女の育児参加について、広報誌や男女共同参画に関する講座等により、啓発に努めます。
施 策	<b>(3)育児休業についての推進</b> (担当課:人権・部落差別解消推進課、商工観光課)
施 策 内 容	事業所などに対して、育児・介護休業法をはじめとする労働関係法令の周知に努めます。 また、国・県・関係機関と連携を図りながら、事業主・労働者双方の共通理解を促進するための広報・啓発に努めます。

**施策目標5-2****仕事と子育ての両立支援のための基盤整備・子育て支援の展開****【施策目標に対する現状と課題】**

急速な少子高齢化に伴い、稼働人口が減少している現状に対応するため、女性の労働力は必要不可欠な原動力となっており、女性の仕事と家庭の両立は進みつつあります。

一方、男性の場合は、企業等においては職場最優先の意識風土が根強く、育児休業が取りづらい環境があり、両立の妨げになっています。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)再就職支援対策</b> (担当課:商工観光課)
<b>施 策 内 容</b>	ハローワークなどの関係機関との情報交換を定期的に行い、再就職を望む方々からの様々な相談に対応するとともに、スムーズな情報提供に努めます。
<b>施 策</b>	<b>(2)女性の就業支援</b> (担当課:人権・部落差別解消推進課)
<b>施 策 内 容</b>	女性の就業支援対策として、活躍する女性の講話や就業支援に関する講座を開催していますが、今後も継続して開催に努めます。

## ＜基本目標6＞ こどもまんなかまちづくり推進のための安全の確保

### 施策目標6-1

### こどもの交通安全を確保するための活動の推進

#### 【施策目標に対する現状と課題】

こどもを交通事故から守るため、各校区に交通安全指導員を配置し、登校(園)時の交通安全指導を実施していますが、各校区における指導員の適正配置が課題となっています。認定こども園、保育所、幼稚園、小学校等で、こどもの発達段階に応じた交通安全教室を開催し、交通ルールやマナー等交通安全意識の習得に努めていきます。

#### 【施策の取組内容】

施 策	<b>(1)交通安全意識の醸成</b> (担当課:総務課)
施 策 内 容	交通安全協会豊後大野支部や関係機関・団体と連携しながら、啓発活動等を継続的に実施します。 また、交通安全や防犯について関心を持ち、自ら考えてもらうための取り組みとして、「豊後大野市安全で住みよいまちづくり推進大会」の開催を支援し、関係機関が積極的に参加するよう呼びかけます。
施 策	<b>(2)安全(通学路)マップ作成への協力</b> (担当課:総務課、学校教育課)
施 策 内 容	豊後大野警察署と連携し、交通事故や声かけ事案の発生場所などの必要な情報を積極的に提供し、各小学校の安全(通学路)マップの作成に協力していきます。 また、「まもめーる」や「学校安心メール」への登録と「みんなの事故防止マップ」の利用促進を図ります。
施 策	<b>(3)登下校時等の安全確保</b> (担当課:総務課、学校教育課、建設課、子育て支援課)
施 策 内 容	① こどもたちが安全に登下校できるよう、地域とスクールガードが連携し、見守り活動を推進します。 ② 通学路及び認定こども園、保育所、幼稚園等の散歩コースの安全点検を定期的に行い、関係機関で情報共有・改善を図ります。
施 策	<b>(4)チャイルドシートの着用の普及啓発</b> (担当課:総務課、子育て支援課)
施 策 内 容	チャイルドシートの正しい着用の徹底を交通安全運動の重点に掲げ、関係機関・団体と連携して普及・啓発活動を行うとともに、市内各認定こども園・保育所・幼稚園等で開催する交通安全教室でもチャイルドシート着用の効果や方法について周知し、普及・啓発に努めます。

【施策目標に対する現状と課題】

急速な都市化・核家族化の進展等によりこどもを取り巻く社会環境も変化し、こどもを狙った犯罪が全国的に年々増加しています。特に、登下校中に被害に遭うケースが多いため、警察・学校・地域・家庭が連携した対策が必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p>(1)こどもを守る豊後大野市ホットラインの活用 (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>こどもを守る豊後大野市ホットラインを活用し、不審者情報について警察やこどもが関係する施設と情報共有を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p>(2)安全安心パトロール隊の組織拡大 (担当課:総務課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>防犯ボランティア活動を担ってきた防犯パトロール隊の高齢化が進む中、存続のためにこどものいる保護者の積極的な参加体制の構築に努めます。誰もが参加できる防犯活動が、自主防犯パトロールの基本であり、安全安心なまちづくりを実現するためには一部のボランティアや組織に頼るだけでなく、こども連絡所などを中心に地域ぐるみでこどもを見守り、防犯の目を光らせることが重要です。 今後も、豊後大野市防犯協会を中心に警察署等の関係機関や地域住民で構成する関係団体と連携して、不足する担い手の確保とともに普及・啓発に努めます。</p>
<p>施 策</p>	<p>(3)「こども連絡所」などの防犯ボランティア活動支援 (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>こどもが犯罪等に遭ったときの緊急避難場所である「こども連絡所」を各小学校、中学校が中心となり、PTA・商業施設・金融機関などと連携し拡充に努めます。</p>

## 施策目標6-3

## 被害に遭ったこどもの保護の推進

### 【施策目標に対する現状と課題】

犯罪やいじめ、児童虐待等の被害に遭ったこどもやその家族に対し、心身のケアや声かけ等により見守りや支援を行うとともに、関係機関の専門家による相談・カウンセリングを実施するなど、組織的・継続的な支援が必要です。

### 【施策の取組内容】

施 策	(1)被害に遭ったこどものサポート体制の整備 (担当課:学校教育課、子育て支援課)
施 策 内 容	いじめや虐待等の被害に遭ったこどもやその保護者に対し、関係機関や専門家等と連携をとりながら、相談事業・カウンセリングを実施するなど、心のケアにきめ細やかな支援を行います。 また、スクールカウンセラーを配置するとともに、ボランティアのサポート体制の構築など、地域全体での声かけや見守りなど地域ぐるみでの支援を推進します。

## 施策目標6-4

## 防災意識の向上に向けた取り組みの推進

### 【施策目標に対する現状と課題】

地震や風水害などの自然災害の発生を防ぐことはできませんが、災害による被害は日頃からの備えによって減らすことができます。いざというときに備えて、基本的な知識や災害発生時の対処方法について、知っておく必要があります。

防災教育においては、こどもたちが災害時の助け合いの重要性を理解し、地域と共同した防災訓練等へ主体的に参加できるよう、取り組みを進めていきます。また、教職員等の危機管理意識の醸成と、こどもへの防災教育の充実を図る必要があります。

### 【施策の取組内容】

施 策	(1)小・中学校における防災教育の充実 (担当課:総務課、学校教育課)
施 策 内 容	① 小・中学校において、防災教室等の各種行事や避難訓練等を通じて、こどもの防災意識の向上を図るための取り組みを充実させるとともに、研修等により教職員等の危機管理意識の醸成を図ります。 ② 土砂災害警戒区域及び洪水浸水想定区域内の学校等においては、避難場所及び避難経路の選定や避難訓練等について、専門家の助言を受けながら、支援体制を構築します。

## ＜基本目標7＞ きめ細やかな対応が必要な子どもへの支援の推進

### 施策目標7-1

### 児童虐待防止対策の充実

#### 【施策目標に対する現状と課題】

虐待の背景には、家族間の葛藤や子育てにおける孤立に加え、社会的要因があるとされ、どこの家庭でも起こりうることとされています。

児童虐待防止に向け、子育て世帯が孤立しないよう、食事提供等により支援を必要とする子どもを把握し、見守り強化を図ります。

虐待の未然防止をはじめ、虐待を受けた子どもや虐待の疑いがある子どもの早期発見・早期対応等を行うため、要保護児童対策地域協議会を中心に、児童相談所や警察等の関係機関との情報共有や連携をさらに強化することが必要です。

#### 【施策の取組内容】

<b>施 策</b>	<b>(1)要保護児童対策地域協議会を活用した相談体制の強化・早期発見、早期対応</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課)
<b>施 策 内 容</b>	児童等に対する支援体制として、関係機関の代表者で構成する「要保護児童対策地域協議会」で情報共有し、連携して対応します。 また、この協議会の下部組織として、毎月児童相談所等との実務者会議や、支所ごとの個別支援会議でも情報共有し、児童虐待等の発生予防及び早期発見・対応に努めるとともに、要保護児童及びその家族への迅速な支援に努めます。 「こども家庭センターきらきら☆」では、こどもとその家庭や妊産婦等を対象とし、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働により、児童虐待の発生防止等のため、必要な支援を行います。 また、関係機関と連携し適切な支援につなげられるよう、職員配置など体制を強化し、こども家庭支援全般にかかる業務、要支援児童及び要保護児童等への支援業務、その他必要な支援を一体的に実施します。

### 施策目標7-2

### ひとり親家庭への自立支援

#### 【施策目標に対する現状と課題】

ひとり親家庭が増加している中で、こどもの健全な育成を図るためには、きめ細やかな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。ひとり親家庭の母または父等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、公共職業安定所や県等と連携し、効果的に行う体制づくりに努めます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p><b>(1)ひとり親家庭に対する相談体制の充実</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子自立支援員をひとり親家庭からのワンストップ相談窓口として配置し、ひとり親家庭や寡婦の子育てや生活、就業等に関する相談に対応するとともに、様々な経済的支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(2)自立支援教育訓練給付金事業・高等職業訓練促進給付金事業</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>ひとり親家庭の母または父の経済的な自立を支援するため、就業に結びつく資格を取得するにあたり、当該資格にかかる養成訓練の受講期間に給付金を支給するなどの就業支援に取り組みます。保護者の主体的な能力開発の取り組みを支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(3)母子・父子自立支援プログラム策定事業</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>ひとり親家庭の母または父を対象に、その自立を促進するため、個々のケースの状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、ハローワーク等と連携のうえ、きめ細やかな自立・就労支援のフォローを行います。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(4)母子父子寡婦福祉資金の貸付け</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子及び寡婦世帯の経済的自立と、こどもの福祉向上のため、修学資金、就学支度資金や技能取得資金など各種資金を貸し付けます。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(5)児童扶養手当の支給</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>父または母と生計を同じくしていない児童の養育者に対し、手当を支給することにより、児童を育成する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(6)ひとり親家庭医療費の助成</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>母子・父子家庭及び父母のいない児童が保険診療した医療費の自己負担額を一部助成し、その健康保持及び生活の安定と福祉の向上を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(7)地域のこども生活支援強化事業</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援が必要なこどもを早期に発見し、困難を抱えるこどもたちに対し、地域にある公共施設等を活用し、食事や学習機会の提供を行います。</p>

【施策目標に対する現状と課題】

ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある子どもと親、それを支援している人々等がともに社会の一員として、住み慣れた地域で安心して快適な生活を送ることができる社会づくりを目指しています。発達の遅れや障がいがあることが疑われる子どもについて、育児に不安を持つ保護者等の相談・指導等を通じて、発達障がいへの理解を深めることが必要です。

また、障がいのある子どもとふれあい、深くつきあう機会を増やし、障がいに対する正しい知識と理解を深める啓発を行うことが必要です。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p><b>(1)障がいのある子どもへの支援施策の充実</b> (担当課:社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>障がいのある子どもや支援を必要とする子どもとその家族が、地域で安心して生活できるように児童発達支援、放課後等デイサービスをはじめ、障がいのある子どもへ様々な福祉サービスを提供し、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取り組みや、各種相談体制の充実に努めます。 また、国の基本方針に基づく地域生活支援拠点等の面的整備により、関係機関が連携し、安心して暮らせる体制等に努めます。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(2)認定子ども園・保育所・幼稚園・放課後児童健全育成事業【放課後児童クラブ】等への障がいのある子どもの受入れの推進</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>障がいのある子どもを担当する保育士等または放課後児童支援員等を配置している認定子ども園・保育所・幼稚園・児童クラブ等に対して助成を実施することにより、障がいのある子どもの受入れを推進します。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(3)幼稚園・小学校・中学校における特別支援教育</b> (担当課:学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対し実態に応じて援助員などを配置するとともに、教職員などへの研修を実施し、資質向上を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(4)支援が必要な子どもに対する支援ファイルの活用</b> (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援ファイル「そだちのアルバム」を介して支援が必要な子どもと家族に関わる関係機関が情報を共有し、連携を深めることで、子どもの個に応じた一貫した支援ができるよう努めます。</p>

施 策	(5)特別支援教育就学奨励事業 (担当課:学校教育課)
施 策 内 容	特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者へ就学にかかる経費を助成し、保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の振興を図ります。

施 策	(6)特別児童扶養手当・障がい児福祉手当の支給 (担当課:子育て支援課、社会福祉課)
施 策 内 容	精神またはからだに障がいのある児童について、福祉の増進を図ることを目的に特別児童扶養手当を支給します。 また、在宅重度障がい児に対し、その重度障がいのために生じる特別な負担の手助けとして障がい児福祉手当を支給し、福祉の増進を図ります。

施 策	(7)社会福祉についての理解と関心を高める取り組み (担当課:社会教育課、社会福祉課)
施 策 内 容	放課後チャレンジ教室等において、子どもたちが手話や車いすなどを体験することで、社会福祉についての理解と関心を高め、学ぶ機会が持てるよう努めます。

施策目標7-4	在住外国人の親と子どもへの支援
---------	-----------------

【施策目標に対する現状と課題】

市内に在住している外国人の親とその子どもが、安心して子育てや生活できるよう支援する必要があります。

【施策の取組内容】

施 策	(1)在住外国人の親と子どもへのサポート体制 (担当課:子育て支援課、市民生活課)
施 策 内 容	在住外国人のための保健・医療・教育などの整備や、地域社会の中でともに生活できる環境整備に努めるとともに、関係機関と協力しながら、いつでもサポートできる体制づくりに努めます。

【施策目標に対する現状と課題】

医療的ケア児は、2021(令和3)年度時点で全国に約2万人以上いると推計され、2011(平成23)年度と比べると約1.36倍に増えています。医学の進歩を背景として、NICU(新生児特定集中治療室)等に長期入院した後人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどもの数は全国的に増加傾向にあります。

こうした状況の中、2021(令和3)年9月に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、医療的ケア児及びその家族に対する支援について法令上明確にされました。

この法律では、基本理念の1つに医療的ケア児が医療的ケア児でない児童とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に教育に関する支援が行われることが掲げられ、また、保育・教育を行う体制の拡充等についても明記されており、国、地方公共団体等はこれらの体制の拡充のため、保育所、学校等に対する支援等の措置を講ずることとされています。

本市においても、今後、こうした法律の趣旨を十分に踏まえ、保育・教育にかかる体制整備について、医療、福祉、保健等の各分野との連携をとりつつ、様々な機会にこどもの発達相談や発達支援、家族支援を行い、早期から切れ目なく必要な支援につなげます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p><b>(1)医療的ケア児等への支援体制の構築</b> (担当課:子育て支援課、市民生活課、社会福祉課、学校教育課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>医療的ケア児等に対する支援の調整を適切に行う人材を養成するため、県が実施する医療的ケア児等コーディネーター養成研修に保健師や相談支援専門員が参加し、相談できる身近な相手として、訪問や電話による相談に応じるなど、保護者とともに医療的ケア児の成長発達を見守り、保護者の精神的負担の軽減に努めます。 また、入所・入学に伴いニーズの把握に努めるとともに、医療的ケア児等の受入れができる児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所及び短期入所事業所の整備に向けて、県、近隣市等と連携し、医療機関等への働きかけを行います。</p>

【施策目標に対する現状と課題】

いじめからすべての子どもを救い、心豊かで安心・安全な社会をつくることは、学校を含めた社会全体の課題です。「いじめは人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為であるとともに、どの学校にも、どの子にも起こりうる」という認識に立ち、これまで、「いじめを生まない学級・学校づくり」を基本として、いじめの未然防止と早期対応に力を入れるいじめ対策を充実させてきました。

「豊後大野市いじめ防止基本方針」の実践により、いじめを見逃さない教育体制や社会のつながり、早期対応・解決に向けた関係機関の連携強化が必要です。

また、不登校児童生徒数は年々増加しています。このような状況の中、2016(平成28)年に「教育機会確保法」が制定されました。不登校自体は問題行動ではないとされ、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じて、自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、不登校児童生徒に対する支援を行うことが求められています。

【施策の取組内容】

<b>施 策</b>	<b>(1)いじめ・不登校の子どもへの切れ目のない支援事業</b> (担当課:学校教育課、子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を配置し、保護者や教職員以外の大人に、子どもの気持ちに寄り添った相談ができる環境を整備します。</li> <li>② 学校は、教育活動全体を通じて、児童生徒一人ひとりが、心豊かに、安心して生活できる学校・学級づくりを行います。</li> <li>③ 地域で、いじめ等の兆候を感じたときは、関係する保護者や学校、関係機関等に積極的に情報提供するとともに、連携して防止に努めます。</li> <li>④ 学校内で定期的なチーム会議を行い、いじめの予防や早期発見、早期対応に取り組めます。</li> </ul>

<b>施 策</b>	<b>(2)不登校やひきこもりの状態にある子どもへの支援</b> (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)
<b>施 策 内 容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① スクールカウンセラー(SC)やスクールソーシャルワーカー(SSW)などの専門家を配置し、保護者や教職員以外の大人に、子どもの気持ちに寄り添った相談ができる環境を整備します。</li> <li>② 不登校やひきこもりの状態にある子ども及びその家庭に対する支援を、専門機関との連携や、県等の相談機能の活用により推進します。</li> <li>③ 学校内で定期的なチーム会議を行い、不登校の予防や早期発見、早期対応に取り組めます。</li> </ul>

【施策目標に対する現状と課題】

ヤングケアラーとは法律上の定義はありませんが、「本来は大人がやるべき家事や家族の世話(ケア)を日常的に行っている18歳未満の子ども」のことを指します。

子ども自身が自分の家庭状況が当たり前だと思い、ヤングケアラーであることに無自覚です。そのため、周囲も確信が持てず、早期発見と把握が難しいことがあげられます。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題とつながっていることが多いため、学校側が踏み込みにくい側面があります。

また、親も子どもによる世話を当たり前だと思っていたり、教育方針やしつけと主張したりと理解が進んでいないことも原因の一つです。支援につなぐための窓口が明確ではなく、多くの場合どこに相談すればいいかわからないケースが見受けられます。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p><b>(1)要保護児童対策地域協議会との連携【新規】(案)</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>支援・保護の必要な子どもの早期発見や適切な保護を図るため、要保護児童対策地域協議会においては、関係機関で子どもとその家族に関する情報や支援方針を共有し、適切な連携の下で対応しています。 支援を必要とするヤングケアラーを早期に発見し具体的な支援につなげるため、当協議会の中で共有すべき情報として関係機関で支援等について検討し、支援体制の強化を図ります。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(2)子育て世帯訪問支援事業</b> (担当課:子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱えたヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家事や子育てについての支援を実施します</p>

## ＜基本目標 8＞ こどもの貧困対策の推進 (豊後大野市子どもの貧困対策推進計画)

<b>施策目標8-1</b>	<b>こどもの居場所づくり推進【新規】</b>
----------------	-------------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

我が国のこどもの貧困率は、2022(令和4)年国民生活基礎調査(厚生労働省)によると11.5%と依然高い数値を示しており、子ども及び子育て世帯の経済格差はこどもの教育格差にもつながっています。2022(令和4)年4月に施行された「子ども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会「子どもまんなか社会」の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。また、2023(令和5)年12月22日に子ども基本法に基づき閣議決定された子ども施策の基本的な方針等を定める「子ども大綱」では、「良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする」ことを一つの柱としています。

本市は、こどもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、すべての子どもが心身ともに健やかに育成され、及びこどもの権利が保障され、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、こどもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの貧困対策を総合的に推進します。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)こどもの居場所づくり推進事業【新規】(案)</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	こどもの居場所づくりに取り組む団体間の交流及び行政との情報共有を図ります。また、子ども食堂等への補助事業による財政的支援や、学習支援機能強化を行い、こどもの居場所の安定的運営及び広報活動を支援します。
<b>施 策</b>	<b>(2)児童育成支援拠点</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	養育環境に課題を抱える児童や、学校に居場所のない児童等に対し、こどもの居場所となる拠点を開設し、食事の提供や生活習慣の形成指導、学習支援を行います。

【施策目標に対する現状と課題】

国の大綱では、当面の重点施策として「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つを支援の柱としており、それぞれの支援体制の確立の必要があります。

本市では、国や県と連携を図りながら、「こどもの貧困」の基本的な視点をもとに、経済的支援を含めた「学習の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」を重点施策に設定し、こどもたちの健やかな育ちと子育て支援の充実を図ります。

【施策の取組内容】

<p>施 策</p>	<p><b>(1)学習の支援</b> (担当課:学校教育課、子育て支援課、社会福祉課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>家庭の状況に関わらず、学ぶ意欲と能力のあるすべてのこどもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できることが、一人ひとりの豊かな人生の実現に加え、地域の発展にもつながることから、環境の整備や支援体制の充実を図ります。</p> <p>① 学校を貧困対策のプラットフォームと位置づけ、スクールソーシャルワーカーが機能する取り組みを進め、福祉部門や放課後児童クラブ等と連携し、苦しい状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実を図ります。</p> <p>② 家庭環境や住んでいる地域に左右されず、こどもの学力が保障されるよう、学校教育の充実を図ります。</p> <p>③ 生活保護世帯のこどもを含む生活困窮者世帯のこどもを対象に、こどもの学習・生活支援事業を実施し、学習支援や進路選択に関する相談等の支援を行います。</p>
<p>施 策</p>	<p><b>(2)生活の支援</b> (担当課:社会福祉課、子育て支援課)</p>
<p>施 策 内 容</p>	<p>貧困の状況にある家庭やこどもは、様々な不利を背負うばかりでなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことがあります。このような状況に陥ることのないよう、生活の安定に資するための支援を実施します。</p> <p>① こどもの心身の健全な成長のためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要であることから、「こども家庭センターきらきら☆」において相談支援の充実を図ります。</p> <p>② 孤立した育児とならないよう、保護者とこどもが気軽に集い、相互に交流したり不安や悩みを相談したりできる子育て支援センターなどの居場所づくりの支援をします。</p> <p>③ 生活保護法や生活困窮者自立支援法等により施策を推進します。</p> <p>④ ひとり親家庭等が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、適切な支援をワンストップで提供する体制を整備します。</p> <p>⑤ 子育て世帯訪問支援事業による育児・家事援助等の生活支援を推進します。</p>

<b>施 策</b>	<b>(3)保護者に対する就労の支援</b> (担当課:社会福祉課、子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	保護者の就労支援は、世帯の安定的な経済基盤を築く観点から、所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資する支援を実施します。 ① 生活困窮者等への就労支援については、関係機関と連携し、状況にあったきめ細やかな支援を実施します。 ② 高等職業訓練促進給付金等や自立支援教育訓練給付金により、ひとり親家庭の生活の安定に資する就業に向けた資格取得を促進します。

<b>施策目標8-3</b>	<b>地域ネットワークづくりの推進</b>
----------------	-----------------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

悩みを抱える子どもたちを支援するため、「こども家庭センターきらきら☆」を中心に様々な連携機関とネットワークを持ち、困りの早期発見、早期対応をしていく必要があります。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)地域ネットワークづくりの推進</b> (担当課:子育て支援課)
<b>施 策 内 容</b>	① 「こども家庭センターきらきら☆」は、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援をします。妊娠届、乳幼児健康診査、乳児全戸訪問などを通じて情報を把握し、早期に困り事を発見し支援へつなぎます。 ② 市内にあるこども食堂のネットワークの支援をします。 ③ こども食堂の立ち上げ等の支援をします。

<b>施策目標8-4</b>	<b>人材の育成</b>
----------------	--------------

**【施策目標に対する現状と課題】**

学習支援や生活支援の支援者との出会いは、こどもの学習や将来への意欲を高めるために、重要な場面であることから、信頼できる人材の起用が必要です。理解ある支援者の確保が課題となります。

**【施策の取組内容】**

<b>施 策</b>	<b>(1)人材の育成</b> (担当課:子育て支援課、学校教育課)
<b>施 策 内 容</b>	子どもたちを支援していくためには、多様な地域住民の参画が必要となります。チャレンジ教室、放課後児童クラブやこども食堂など、子どもたちと地域住民の関わりが、信頼できる大人との出会いとなるように、支援者に研修の場を提供します。